市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案 現 行 (期末手当) (期末手当) 第6条 略 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあつては、任期が満了 項後段に規定する者にあつては、任期が満了 し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又 し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又 は死亡した日現在)において市長等が受けるべ は死亡した日現在)において市長等が受けるべ き給料及び地域手当の月額並びにこれらの合 き給料及び地域手当の月額並びにこれらの合 算額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、1 算額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、1 00分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇 00分の215を乗じて得た額に、基準日以前6箇 月以内の期間におけるその者の在職期間の次 月以内の期間におけるその者の在職期間の次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

改正案	現行
(期末手当)	(期末手当)
第6条 略	第6条 略
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前
項後段に規定する者にあつては、任期が満了	項後段に規定する者にあつては、任期が満了
し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又	し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又
は死亡した日現在)において市長等が受けるべ	は死亡した日現在)において市長等が受けるべ
き給料及び地域手当の月額並びにこれらの合	き給料及び地域手当の月額並びにこれらの合
算額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>1</u>	算額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、 1
<u>00分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇	<u>00分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇
月以内の期間におけるその者の在職期間の次	月以内の期間におけるその者の在職期間の次
の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める	の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める
割合を乗じて得た額とする。	割合を乗じて得た額とする。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略